

枚方市立樟葉西小学校

学校いじめ防止基本方針



令和 5 年

令和 5 年 4 月

1 2. いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

本校において、いじめや体罰は重大な人権侵害ととらえ、いじめ防止対策推進法の目的（いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を感じさせる恐れがある等）を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行います。また、家庭や地域とも協力しながら、学校教育目標である「笑顔あふれるくず西キッズ」をめざすべく、子どもが自分自身を、そして全ての人が安心して笑顔で学校生活を送れるよう、「樟葉西小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

<いじめの定義>

「いじめとは、児童等に対し当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的なものではなく、いじめを受けた子どもの立場にたって行います。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの未然防止のための具体的な方策

(1) いじめについての共通理解

学校経営方針に示された人権尊重の指針を全教職員が深く受け止め日常の教育活動に取り組むとともに、職員研修等を通して不断に人権感覚の向上に組織的に取り組みます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てるために、教科や特別活動など日常的に話し合い活動を行い、自らの思いを伝え、それを受け止める取り組みを進めます。
- ・児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、各行事や平素の教育活動にお

いてグループ学習や班活動に取り組み、児童相互が協力していくことの場面を意識して設定していきます。

- ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメント教育やアンガーコントロールの視点も取り入れていきます。

(3) **自己有用感や自己肯定感を育む取組**

平素の授業や取組について、教師から児童一人ひとりに「ほめること」を大切にしている。また、児童相互の話し合い、認め合い活動を重視し「できた」「わかった」ことを増やし、充足感や成就した喜びを感じさせる取り組みを持たせます。

(4) **教育相談体制の構築**

生徒指導主担者が窓口となり、心の教室相談員や中学校のスクールカウンセラーとも連携し、必要に応じて活用をすすめます。児童には窓口の先生や担任以外でも自分にとって相談しやすい先生に相談ができることを伝え、いじめの早期発見につとめます。

また、いじめアンケートのあとに教育相談週間を設け、早期発見・対応を進めます

(5) **教材の活用**

「道徳」の教科書、「夢や志をはぐくむ教育」「府の資料」等を活用します。

第2章 いじめ等防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・児童虐待対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、養護教諭、人権児童支援部主担

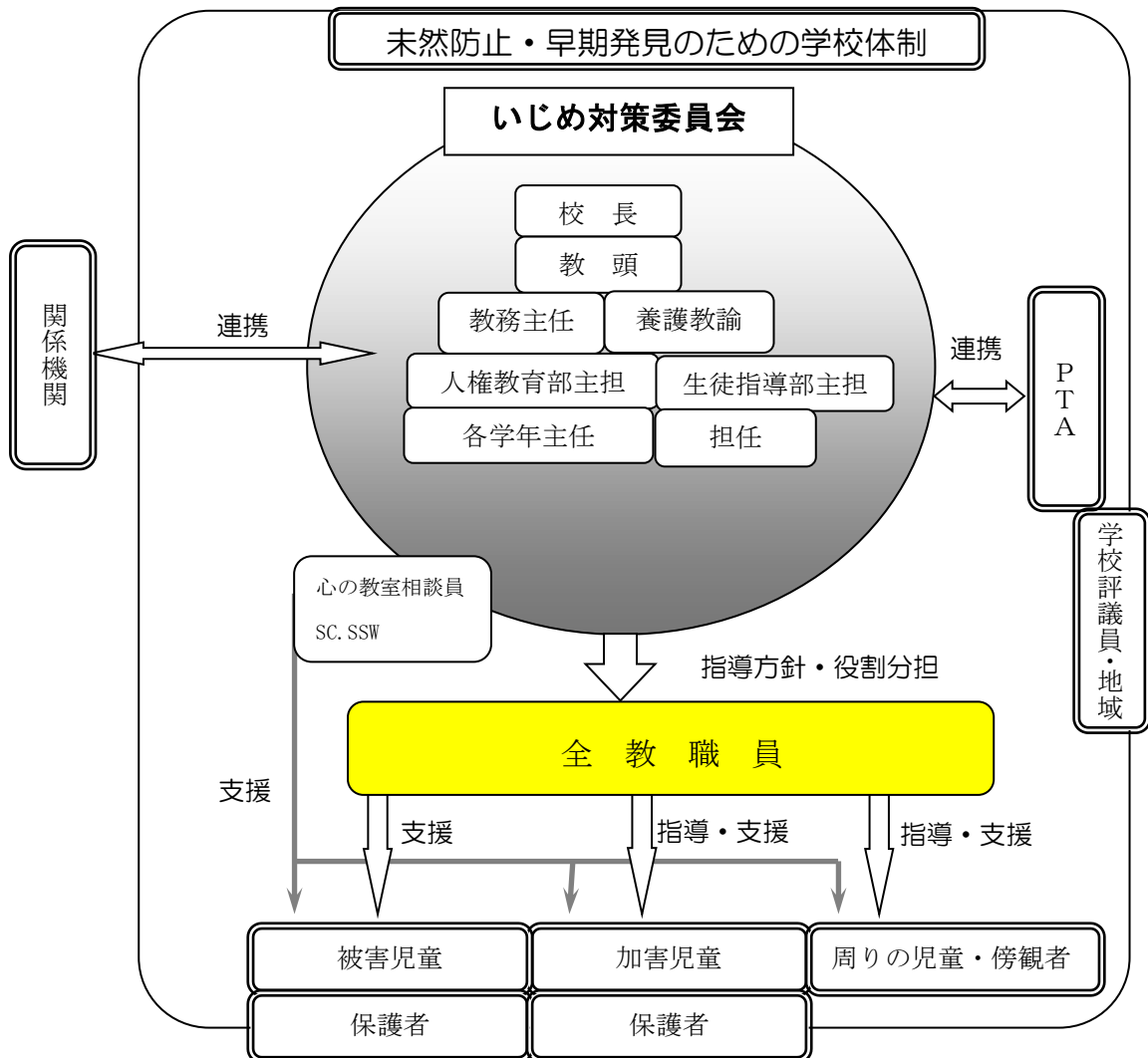
(3) 役割・具体的方策

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 校内適応教室の運営

(4) 年間計画

いじめの未然防止及び早期発見のための年間計画	
学期	計画内容
I	・全教職員でいじめ防止基本方針の共通理解を図るための研修会 ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、前年度の引き継ぎ等） いじめ対策委員会は、この後、随時行う。 ・学年・学級開き時の指導（全学年・全学級） ・懇談会での保護者への周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・校外学習にむけた指導（全学年・全学級） ・児童いじめアンケート1回目実施 ・「教育相談週間」アンケート結果をうけて対応 （児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて） ・5年生キャンプに向けての取組 ・個人懇談週間（アンケート結果報告等）
II	・教職員研修（夏季休業期間） ・運動会に向けての取組 ・6年修学旅行に向けての取組 ・児童いじめアンケート2回目実施 ・「教育相談週間」アンケート結果をうけて対応 （児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて） ・個人懇談週間（アンケート結果報告等）
III	・児童いじめアンケート3回目実施 ・「教育相談週間」アンケート結果をうけて対応 （児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて） ・いじめについての年間取組の検証を行い共通理解を図る ・学年引き継ぎ資料作成

未然防止・早期発見のための学校体制



第2章 いじめ発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめの疑いがある場合

- ・ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。児童や保護者からの相談や訴えにも真摯に対応し、いじめを受けた児童や通報した児童の安全を確保します。

(2) 一人で抱え込まない指導と組織的な対応

- ・事案を把握した時点で速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有し、対応の協議を行い速やかな事実確認を行います。

(3) いじめられた児童や保護者への対応

- ・いじめられた児童や保護者に寄り添い、支援する体制を構築します。その際、当該の児童にと

って安心し、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめ対応対策委員会が中心となって対応します。状況に応じて、心の教室相談員や、関係機関とも連携していきます。

(4)いじめを行った児童及び周りの児童への指導

- ・いじめを行った児童に対しては、単に厳しく指導するだけではなく、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な支援・指導を行います。また、保護者とも連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ・いじめを見ている子どもたちにも「仲裁者」「通報者」になるよう指導し、はやしたてたり、面白がってみている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」であっても、自分の問題としてとらえさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

(5)関係機関との連携・報告

- ・必要に応じて、心の教育相談員やSC、SSC、子ども総合相談センター、子ども家庭センター、教育委員会とも連携し被害児童やその保護者及び加害児童やその保護者の対応とケアにあたります。
- ・重大事案と思われる案件については、直ちに教育委員会に報告し対応にあたります。

相談窓口

- ・樟葉西小学校・・・窓口 生徒指導主担 050-7102-9108
その他、管理職・担任・養護教諭など誰でもけっこうです。
- ・枚方市子どもの笑顔を守るコール（いじめ専用ホットライン）
月～金 9時～17時(祝日年末年始除く)072-809-7867
- ・枚方市子どもの育ち見守りセンター「となとな」（子ども家庭相談）
月～金 9時～17時半(祝日年末年始除く)050-7102-3221
- ・大阪府中央子ども家庭センター
月～金 9時～17時45分(祝日年末年始除く)072-828-0161
- ・大阪府すこやか教育相談24 0120-0-78310（年中無休）